

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

事 務 次 官

精神教育参考資料について（通達）

精神教育の基調をなしている「自衛官の心がまえ」の確かな理解に資するため、下記により精神教育参考資料を作成することとされたので通達する。

記

- 1 精神教育参考資料とは、教育担当者の便宜を図るため幕僚監部において統一的に作成する資料であつて「自衛官の心がまえ」の内容を具体的に補足し、若しくは説明し、又は精神教育の技法、教育実例等を紹介する印刷物をいう。
- 2 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊において作成する精神教育参考資料は、それぞれの区分に応じ陸上自衛隊精神教育参考資料、海上自衛隊精神教育参考資料又は航空自衛隊精神教育参考資料とする。
- 3 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、それぞれの幕僚監部の職員の中から精神教育参考資料を作成する者（以下「作成者」という。）を指定するものとする。
- 4 作成者は、あらかじめ草案の段階で精神教育参考資料の内容及び表現について人事教育局長と調整するものとする。
- 5 幕僚長は、精神教育参考資料の作成状況を別記様式によりとりまとめ、毎年度末までに人事教育局長に通知するものとする。